

2019年8月19日

株式会社 建設資源広域利用センター

各位

## 消費税率改定に伴う対応のお知らせ

平素より、UCR事業にご協力をいただき誠にありがとうございます。  
2019年10月1日に予定されている消費税率改定(2019年10月1日から税率10%)に伴い、弊社における消費税の取扱いについて、下記のとおりご案内申し上げます。

### 記

消費税法改正により、2019年10月1日以降に使用する土砂搬入管理券にかかる消費税率は10%となる予定ですが、同日前にご入金していただくお取引分については、搬入時期が2019年10月1日以降となる部分についても、いったん消費税率を現行の8%にて計算いたします。

つきましては、消費税率10%への引上げ日以降に、2019年9月30日現在未使用の土砂搬入管理券にかかる預り金について、新税率10%と旧税率8%との差額を別途請求させていただき、2019年10月31日までに弊社指定の口座へお振込みをお願いする予定でございます。

お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。  
なお、2019年9月30日現在未使用の土砂搬入管理券については、2019年10月1日以降もそのままご使用いただけます。

以上

事業部首都圏課 各受入地担当

03-6205-8347

総務部総務課 経理担当

03-6205-8270